

- 公益社団法人国際厚生事業団 (2019) 「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット」、[https://jicwels.or.jp/files/EPA\\_2019\\_pamph\\_r.pdf](https://jicwels.or.jp/files/EPA_2019_pamph_r.pdf) (最終閲覧日: 2020-3-19)
- 公益社団法人国際厚生事業団 (2020) 「EPAに基づく看護師候補者受入れの手引き」、[https://jicwels.or.jp/files/EPA\\_2020\\_N.pdf](https://jicwels.or.jp/files/EPA_2020_N.pdf) (最終閲覧日: 2020-6-18)
- 厚生労働省ウェブサイト「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて」、[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html) (最終閲覧日: 2020-07-15)
- 永井涼子 (2007) 「看護師による『申し送り』会話のインターアクション——雑談との比較を通じて」、『筑波応用言語学研究』第14号、73-86頁。
- 布尾勝一郎 (2013) 「看護師・介護福祉士候補者に対する専門日本語教育——初級からの取り組み」、『専門日本語教育研究』15巻、22-26頁。
- (2016) 『迷走する外国人看護・介護人材の受け入れ』ひつじ書房。
- 法務省ウェブサイト「令和元年末現在における在留外国人数について」、[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00003.html) (最終閲覧日: 2020-4-15)
- 宮子あずさ (2005) 『ナースな言葉』集英社。
- 米川明彦 (2009) 『集団語の研究』(上巻)、東京堂出版。
- Izumi, Yoshio & Kazuo Isozumi (2001) “Modern Japanese medical history and the European influence”, *Keio Journal of Medicine* Vol.50, No.2, pp.91-99.

## 付記

本稿は、2020年度の専門日本語教育学会および言語文化教育研究会での各口頭発表の内容の一部に加筆して再編し、修正を加えたものである。

## 謝辞

本研究のアンケート調査およびインタビュー調査を実施するにあたり、多くの方々にご協力いただき、心より感謝申し上げます。ご多忙の中、アンケート調査票の配布と回収およびアンケートへの丁寧なご回答にご協力くださった看護師の方々、また、インタビューで隠語の使用について詳しくお話を聞かせてくださった看護師の皆様方に深く感謝いたします。

## 特集

### 〈からだ〉のことを伝える〈ことば〉

[研究ノート]

## 医療人類学において ヘルスコミュニケーション をどう論じるか

フィリピン・メトロマニラの多言語状況  
における“Abortion”の「誤用」と齟齬の  
考察を手掛かりに

久保裕子

くぼ・ゆうこ

## 1. 問題の所在

本論文は、筆者の調査地であるフィリピン・メトロマニラにおける“Abortion”を、ヘルスコミュニケーションという領域においてどう論じることができるか考察するものである。例えば、診察において助産師が流産歴の有無を「Nag-abort ka ba? (あなたはabortしたのか?)」という表現を用いて尋ねる場面に居合わせたことがあるが、これはフィリピン社会における“Abortion”の状況を鑑みると、一義的な意味でとらえることが非常に難しい。フィリピンにおいて“Abortion”の語は、宗教的価値観のみならず、政策をめぐる長い論争の歴史をも反映して、独自の形で用いられてきた。グローバルな観点から見れば、“Abortion”は、「リプロダクティブヘルス」という語と結びつくことで、個人とカップルに保障されるべき人権として、妊娠・出産に限らない性と生殖に関する包括的な権利を求める中で、議論の核となった言葉の一つでもある。しかし、実際にフィリピン社会の人々のコミュニケーションにおいて用いられる“Abortion”の語は、様々な論争を経て制定されたナショナルな社会制度における用法にも、グローバルに流通する運動が前提とする含意に

も還元しつくすことが出来ない部分を、確かに持っている。

過去に生じた論争の歴史や、英語やスペイン語のようなグローバル言語に結び付きつつもそれらに回収しきれない、日常発せられる“Abortion”の意味を理解するためには、フィリピンにおけるこの語の用法の歴史を追うだけではなく、これまでどういった手法で、どのような観点から（ヘルス）コミュニケーションが論じられてきたのかについても、把握しておく必要があるだろう。そこで本論文では、第一にフィリピンの「リプロダクティブヘルス」において“Abortion”がどのような文脈のなかで用いられてきたかを示すとともに、日常でのやり取りとのズレを明らかにする。第二に、医療人類学、特にケアとリプロダクティブヘルスの研究から近年の間身体的相互行為と存在論的分析を考察する。第三に、言語人類学の知見をもとに、言語とコミュニケーションの議論をレビューするとともに、言語人類学的ヘルスコミュニケーション研究の可能性を示唆し、ケアの様相を分析した二つの対照的な研究について議論する。最後に、フィリピンの事例とともに、今ここ（オリゴ）を起点とした社会記号論系言語人類学の研究が医療人類学にもたらす可能性を示し、今後の研究に向けての足掛かりとしたい。

## 2. フィリピンにおける「リプロダクティブヘルス」法案をめぐる論争の歴史／日常のなかの“Abortion”

フィリピンにおける“Abortion”が、一貫して共通した意味で用いられず、微妙なズレを含む言語使用である一つの背景として、社会的・政治的に影響力を持つカトリック教会と「リプロダクティブヘルス」法案を支持する層との間で展開された、過去の熾烈なやり取りがある<sup>1)</sup>。

カトリック教徒が八割を占めると言われるフィリピンにおいて、中絶は違法である。1986年の憲法第2条12項には、受胎後の胎児の命を母親の命と同等に尊重する旨が記載されており、それは中絶が違法であることを示す明確なものであった。しかし一方で、2001年ごろから1994年の国際人口開発会議（International Conference on Population and Development: ICPD）、通称カイロ会議での行動計画の影響も受け、貧困問題や高い乳幼児と妊婦の死亡

率、リプロダクティブヘルスにおける女性の権利やエンパワーメントに関するさまざまな議論が上下両院議会にて取り交わされた。そしてようやく、2012年に「家族計画ならびに母親とその子供の健康に関する法（The Responsible Parenthood and Reproductive Health Act: RH法）」が制定された。制定に至るまで実に11年間もの時間を要した背景には、RH法案がいくつもの政権を経て議論されても、最終的に避妊や中絶の合法化の問題に結び付けられてしまうという、議会における議論のあり方があった（Dañguilan 2018）。貧困女性に対する人工中絶を引き起こすことのない避妊薬の無償提供、違法に中絶した女性の母体の保護を医療機関が行うことが盛り込まれたこの法律は制定後、今現在においてもまだ議論され続けている法律のひとつである（Melgar et al., 2018; Hussain & Finer 2013）。

医師でもあり、政策立案者でもあるマリラン・ダンギラン（Marilen Dañguilan）<sup>2)</sup>は、RH法制定までの論争の歴史をまとめた著作のなかで、「リプロダクティブヘルス」に関して、そもそも「リプロダクティブヘルス」という概念は、フィリピンのみならず世界的に見ても、外来の、不明瞭で複雑なもの指摘する（Dañguilan 2018: xxi）。それがいつしか、“FP/RH（Family planning, 家族計画／リプロダクティブヘルス）”という異なる二つのプロジェクトを、「リプロダクティブヘルス」という一つの言葉で、あたかも同一のもののように表すようになった。家族計画とは、個人やカップルがいつ、どのくらいの間隔で、何人子供を設けるか計画することを指す<sup>3)</sup>。一方、フィリピンの家族計画は、マルコス政権下の1971年に設立された人口委員会（POPCOM）の指導の下、人口抑制のための施策が中心<sup>4)</sup>であったが、1986年ピープル革命後のコラソン・アキノ政権では管轄をDOH（保健省）に変え、母子保健を重視したものへと大きく転換した。そうした歴史的背景を踏まえてか、ダンギランは次のように指摘する。「リプロダクティブヘルス」は、それまで「われわれの言葉でもなく、日常生活から生まれた言葉でもなかった。私たちはそれ（リプロダクティブヘルスという言葉）を有したことなどなく、活用しさえしてこなかった」（Dañguilan 2018: xxi）。しかし、この言葉は今や国際人口開発会議（ICPD）により、安全で満たされた性生活を送ることを可能にすること、出産する能力、いつ、どのくらいの頻度で出産するかを決定する権利を持つことが可能となることと定義されており<sup>5)</sup>、フィリピンのRH法もこれに則って